

平成30年度

社会福祉法人 愛泉会 事業計画

法人本部事務局

特別養護老人ホーム きぬ川苑

(地域密着型特養ホームを含む)

ショートステイ きぬ川苑

デイサービスセンター きぬ川愛泉

ケアプランセンター 愛泉

ヘルパーセンター 愛泉

社会福祉法人 愛泉会

## 計画策定の背景

わが国の人口は、死亡者数が出生者数を上回る状態になり、総人口では前年よりも減少傾向にあり、人口は減少局面に入ってきております。急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっております。このため社会保障制度に関する国民の関心は高まり、また制度の持続可能性の確保や世代間・世代内の不公平の是正が重要となっております。団塊世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を念頭に、今後の社会保障の在り方を考えるにあたっては、人口の高齢化や支え手の減少に対応した持続可能なものとするのが重要であり、給付と負担の在り方に加え、就業対策による担い手の拡大、関連する施策なども視野に入れて一体的な見直しが必要となってきました。

厚生労働省の調査では、介護事業所の平均利益率は全国的に大幅に悪化しているのが現状であるとの報告があります。政府は3年に1度介護報酬を改定し「介護離職ゼロ」を目標に掲げており、事業所の経営安定化や人材確保のために介護報酬を0.54%引き上げる方針を決定いたしました。今後、人手不足のなか介護職員の確保に向けて大きく期待されることが望まれます。

職員が社会福祉事業に専念できる職場環境づくり、入居者が安心・安全に生活できる福祉環境づくりに、今後も誠心誠意で施設運営に努力していくことを踏まえ「平成30年度重点事業実施計画」を策定いたしました。

## 30年度重点事業実施計画

### ○ 介護職員処遇改善事業

今後の超高齢化社会を考慮すると、より介護職員の定着率を高くし、求職者が安心して就職できる職場環境を目指す必要があります。これらの実施を図るため、キャリアパス制度を活用し、職員の資質の向上と職場の人間関係の改善を図っていかねばなりません。

前年も介護職員処遇改善資金を活用し職員の雇用管理の改善や定着率向上を推進してきたところであります。30年度においてもこの制度を継続運用し、介護職員の処遇改善を図ることとし、併せて交替制勤務職員の健康管理を考慮し、勤務体系表については弾力的な対応に努める。

### ○ 個別ケア推進事業

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重したケアを推進するため、全職員が誇りと強い使命感のもと、識見、人格を保持し次の事業を推進する。

- ・虐待を未然に防止するための研修等の開催及び迅速な対応に向けた情報の共有
- ・入居者状態の普段の把握と24時間シーートの効率的な活用
- ・早出、遅出、日勤、夜勤、休憩などユニットの特徴を活かした弾力的な勤務シフト
- ・職種間（介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等）の連携強化
- ・職員の外部研修への派遣

### ○ 入居者重度化対応事業

入居者が安らぎに満ちた日常生活を営むことができるよう、常に入居者の状態を把握し、持てる機能の維持向上を視野に入れたケア体制の検討を行い、特に要介護度の高い入居者に対しては、ハード、ソフト両面からの検討改善を継続して行うとともに、入居者のケア記録の更新を怠ることなく、入居者の希望、習慣、状態等を把握し、誰もが入居者の状態を共有できるようにする。

また、高齢化や介護度の重度化に伴い、医療的ケアを必要とする入居者が増加しているため、介護職員も医療的行為ができるよう、医療的指導看護師による医療的行為の研修を実施する。

### ○ 居住環境・設備機器等整備事業

耐用年数の経過などから整備を必要とする事業が見込まれ、入居者（利用者）の安全、安心を確保する観点から、施設、設備機器等の整備を行うこととする。現在予定されるものは次のとおりで、緊急性の度合いにより順次行う。

- ・送迎車両等の定期点検
- ・トップライトの修繕
- ・特殊（機械浴等）浴槽の修理、更新
- ・車椅子の修理、更新
- ・給水設備、給湯設備、空調設備の点検補修

## ○ 自然環境整備事業

恵まれた自然環境の保持と、入居者の方々が生きがいを感じることでできる快適な環境の整備に努める。（花木植栽・花壇整備等）

## ○ 職員研修事業

関係機関が主催する外部研修への参加、また、施設内においては、外部講師を招聘しての専門研修や各種委員会単位でのテーマ別研修を実施し、提供するサービスの質の向上、職員のスキルアップに努める。

### ・一般研修

職員として必要な一般的知識及び技術又は技能を修得させるため行う研修  
（新規採用職員実務研修・接遇研修・OJT 担当職員育成研修）

### ・専門研修

職員が職務遂行上必要とする専門的知識及び技術を修得させるため行う研修  
（事務職・介護職・看護職・介護支援専門員・生活相談員・栄養士等の専門研修）

### ・委員会研修

各種委員会のそれぞれの目的を達成するために必要とする専門的研修及び技術を習得させるため行う研修  
（感染症対策委員会・事故防止対策委員会・身体拘束廃止委員会・給食委員会等）

### ・先進施設視察研修等

## ○ 地域貢献・交流事業

地域における公益的な取り組みを可視化するとともに、入居者を中心とした地域交流事業及び地元自治会、老人クラブ等関係団体との交流に努める。

- ・職員の専門性を活用した介護相談、健康相談、栄養教室等講座の開催
- ・納涼祭、敬老会等各種事業に招待しての交流促進
- ・地域イベントへの積極的参加による交流促進
- ・ボランティア団体との交流促進

# 事業運営の基本

## ◎ 基本目標

1. 入居者一人ひとりの生命、人権、財産、プライバシー、意志、尊厳等を重視し、安心と心豊かで潤いのある生活の保障と、自立・自己実現を目指す。
2. 恵まれた自然・社会環境の中で、入居者を孤立・引きこもりから解放し、明るく、暖かく、安らぎに満ちた家庭的な雰囲気にもまれた、快適な居住環境を創造する。
3. 入居者は、常に安全と心身の健康が保持され、家族、知己、仲間等との交流や個人の趣向、意欲、張り、思いやり等が十分生かせる楽しい日々の暮らしをスタッフと共に営む。
4. スタッフは、常に円熟した自信、誇り、使命感、識見、人格を保持し、更に対人援助知識・技術の修得、涵養に努め、一人ひとりの入居者に最も適合した高質の福祉サービスを提供する。
5. 常に地域の人々、家庭、行政、関係機関・施設・団体等との緊密な連携・交流を基盤に、本施設の機能、サービス、情報等が地域に開かれ、また、周囲の人々の理解と協力を得て、地域福祉推進の核、拠点となる総合的な生活福祉センターの確立をめざす。

## ◎ 基本方針

基本目標を達成するため次の二つを基本とする。

1. 奉仕の精神
2. 感謝の心

## ◎ 介護運営方針

介護の質の向上を目指し入居者本位の介護の推進のため、次の項目を介護の柱とする。

1. ノーと言わない対応
2. 拘束ゼロの徹底
3. 安全第一
4. 礼儀作法の遵守
5. 個人の権利の尊重

## ◎ 管理運営の方針

施設の管理運営の正確性と効率性の達成のために次の二つを掲げ、管理運営の基本とする。

1. 係数管理の徹底
2. 介護報酬の徹底

## 事業推進の重要目標

### 第1. 法人本部

- (1) 関係官公署・地方自治体、関係機関・団体等との連携強化を図る。
- (2) 報道機関をはじめ、広く関係方面及び地域住民への広報・宣伝活動を計画的に行う。
- (3) 経営主体の安定化を図る具体的方策を検討するとともに、施設・事業の保全、管理、運営の各部門にわたって万全を期する。
- (4) 理事会、評議員会等を開催する。（5月下旬、6月中旬、3月下旬、他必要に応じて）
- (5) 職員の健康診断等を実施する。
- (6) その他

### 第2. 特別養護老人ホームきぬ川苑（地域密着型特養を含む）

- (1) 入居者のアセスメントにより状態を把握し、入居者・家族の意向を踏まえた上で、カンファレンスを行い、サービスの目標、達成時期及びサービスの内容、留意点等を盛り込んだ個別の施設サービス計画を作成する。
- (2) 入居者の個別計画に基づき、その人らしい自立（自律）した日常生活を営むことができるように、ADL（日常生活動作）とQOL（生活の質）の向上に取り組む。  
また、入居者に対し、自宅での生活に限りなく近いものにし、入居者の意思と自己決定を最大限尊重したケア（個別ケア）の実現に努める。
- (3) 入居者の要介護度の高度化に伴い医療機関との連携を強化し、緊急時の迅速な対応とターミナルケアの環境を維持する。
- (4) 入居者のヘルスケアサービスの一環として、嘱託医師、管理栄養士及び介護支援専門員等が共同して、入居者個々人の最適な栄養ケア・マネジメントを行う。
- (5) 職員の介護力の向上に努める。

### 第3. ショートステイきぬ川苑（指定短期入所生活介護事業）

- (1) 介護支援専門員のケアプランに基づき、サービスの目標、達成時期及びサービスの内容、留意点等を盛り込んだ個別の施設サービス計画を作成する。
- (2) 個別計画に基づき、利用者のADLとQOLの向上に努め、自立した在宅生活を営むことができるよう支援する。
- (3) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握して、本人及び家族に対し、相談・助言を行う。
- (4) 介護サービスの提供に際しては、利用者のニーズに沿った柔軟で、利用しやすく、かつ信頼できる支援体制を整える。

### 第4. デイサービスセンターきぬ川愛泉（通所介護事業）

- (1) 利用者の減少傾向に歯止めをかけるため、魅力あるサービスの提供について検討し、実行する。また、利用者の指定居宅介護支援事業者と連携を図る一方、他の指定居宅介護支援事業者とも常に関係を深め、新規利用者の開拓に努める
- (2) 介護支援専門員によるケアプランに基づき、利用者個々の多様なニーズに即して適宜、適切なプログラムを策定・実施し、本人の持つ能力の発現、自己決定の促進等本人のエンパワーメント支援を確立する。

- (3) 特に個々の利用者の生活歴、趣味、意志や、現在の心身の状況の把握を行い、ニーズに沿ったプログラムの提供に努める。
- (4) 介護予防の視点から効果的な機能訓練、活動参加に努めるとともに、家庭との連携を図り、家族の精神的、肉体的介護負担の軽減を図る。

#### 第5. ケアプランセンター愛泉（居宅介護支援事業）

- (1) 指定居宅介護支援サービス利用のための「相談業務」及び「居宅介護サービス計画の作成」をはじめ、在宅介護に関する総合的な業務を積極的に推進する。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に利用者にとって最良の指定居宅サービスが受けられるよう関係行政機関、指定居宅サービス事業者、その他保健、福祉、医療の関係機関との積極的な連携を図る。
- (3) 地域包括支援センターから委託を受け介護予防プランを策定し、利用者の自立支援と要介護状態になることを防ぐことに努める。

#### 第6. ヘルパーセンター愛泉（訪問介護事業）

- (1) 介護支援専門員による利用者のケア・プランに基づいて、訪問介護計画を策定し利用者が日常生活を営むのに必要な身体介護、生活援助サービスを効果的に提供する。
- (2) 常に介護技術の進歩に対応して適切な介護技術の提供に努める。
- (3) 訪問介護者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境、家族の状況等を的確に把握し、介護支援専門員との連絡を密にする。
- (4) 他の指定居宅介護支援事業者に新規利用者の紹介・斡旋方を依頼することに努める。
- (5) ADL低下を防ぎ自立に向けての予防的支援を進める。

#### 第7. 資金計画

別添、収支予算書のとおり

## 施設・事業体制の概要

設置主体 社会福祉法人 愛 泉 会

### 1. 所在地 〒321-2523

TEL 0288-70-3110

栃木県日光市高德619番地3

FAX 0288-70-3112

2. 定員	(1) 特別養護老人ホーム	『きぬ川苑』	50名
	(2) 地域密着型特養ホーム		20名
	(3) ショートステイ	『きぬ川苑』	10名
	(4) デイサービスセンター	『きぬ川愛泉』	25名

### 3. 施設の目的・機能

(1) 特別養護老人ホーム『きぬ川苑』（指定介護老人福祉施設）

(2) 地域密着型特養ホーム

可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の看護を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立（自律）した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(3) ショートステイ『きぬ川苑』（指定短期入所生活介護事業）

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は機能低下の予防並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(4) デイサービスセンター『きぬ川愛泉』（指定通所介護事業）

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。そのことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の介護負担の軽減を図る。

(5) ケアプランセンター愛泉（指定居宅介護支援事業）

介護支援専門員（ケアマネジャー）により、利用者（要介護者等）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って必要なサービスが提供されるようケアプランを作成し、そのサービスが適正に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。また、利用者やその家族が持った生活課題と社会資源を結びつけ、利用者の自立を支援し、生活の質を高めるようにする。

(6) ヘルパーセンター愛泉（指定訪問介護事業）

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護（食事、入浴、排泄、通院介助）及び生活援助（買い物、洗濯、調理等）その他日常生活全般にわたる支援を行う。



4. 職員構成68名(内派遣職員9名 内登録ヘルパー2名)

◎ きぬ川苑(特別養護老人ホーム、ショートステイ)

施設長 1名 事務長 1名 事務員 2名 生活相談員 1名  
ケアマネ 1名 介護職員 21名 看護職員 3名  
機能訓練指導員 1名 管理栄養士 1名 用務員兼運転手 1名  
清掃員 2名

◎ きぬ川苑(地域密着型特別養護老人ホーム)

施設長(兼) 事務長(兼) 事務員(兼) 生活相談員 1名  
ケアマネ(兼) 介護職員15名 看護職員 1名  
機能訓練指導員(兼) 管理栄養士(兼)

◎ きぬ川愛泉(老人デイサービスセンター)

管理者(兼) 生活相談員 1名 介護職員 5名 看護職 2名  
機能訓練指導員1名 用務員兼運転手(兼)

◎ ケアプランセンター愛泉

管理者(兼) 介護支援専門員 4名

◎ ヘルパーセンター愛泉

管理者(兼) サービス提供責任者 2名 登録ヘルパー 2名

5. 施設概要 敷地面積 8,664.18㎡(新設 1,787.4㎡を含む)  
建物面積 4,025.95㎡(新築、872.58㎡を含む)

構造(既存分) 鉄筋コンクリート(一部鉄骨造)二階建

建物内容 1階

事務室、会議室、宿直室、面接室、相談室、家族介護教室、  
家族宿泊室、霊安室、浴室、特殊浴室、デイコーナー、食堂、  
厨房、機能回復訓練室、男女更衣室、倉庫、洗濯室、湯沸室、  
トイレ5カ所

2階

居室 ★4人室:10室 ★2人室:2室 ★個室:16室  
食堂及びテールーム 1カ所、トイレ 13カ所、  
ケア・ユニット 4カ所、エレベーター、階段、医務室、  
介護職員室、浴室、特殊浴室、非常階段 2カ所

構造(新築分) 鉄筋コンクリート造 平屋建

建物内容 平屋

居室 ★個室:20室  
玄関 2カ所、共同生活室 2カ所、セカンドリビング 2カ所、  
談話コーナー 4カ所、キッチン 2カ所、一般浴室 2カ所  
特殊浴室 1カ所、トイレ 6カ所、倉庫、リネン倉庫、介護材料室、  
更衣室(女性用)、汚物処理室 2カ所